

NHKインターネット実施基準の変更案（試験的提供関連）に対する意見

1. 全体

- 今般、試験的提供の実施に関するインターネット実施基準（以下、実施基準）の変更について、NHK自らが意見募集をしたことを評価します。今後も、NHKのあり方や受信料制度にかかわるNHKの方針等を決める際は、十分な期間を取った意見募集を行うことで、国民・視聴者や関係事業者の意見を丁寧に聞き取り、施策に反映することが望まれます。
- NHKテレビ放送の常時同時配信については、かねて当連盟が主張しているとおり、常時同時配信を始める社会的意義やニーズを丁寧に説明するとともに、制度改正の方向性や具体的な実施計画（サービス規模、コスト、財源など）を提示し、国民各層の合意を得ることが不可欠であると考えます。
- そもそも試験的提供はNHKが国民・視聴者に判断材料を提示する観点から実施されるものであり、得られたデータは全面的に開示して、民放事業者を含む関係者が有益な知見を得られるようにすることが重要です。
- 結果の分析・評価にあたっては、例えば「利用しなかった人」の傾向なども含め、ネット配信に関するニーズを多面的かつ精緻に検証するよう要望します。
- 試験的提供の調査設計を固める際は、機会を捉えて民放事業者に説明して意見・要望を聞くよう要望します。また、試験的提供のための権利処理等が民放事業者の事業展開に影響を及ぼすことがないよう特段の配慮を要望します。

2. インターネット実施基準の変更案

（試験的な提供の種類・内容）

- 資料「平成29年度試験的提供 概要案と実施基準変更内容案」は試験的提供Bで早戻し配信・見逃し配信の評価・利用状況を確認するため、実施基準を変更するとしています。実施基準上は試験的提供A、Cにおいて早戻し配信・見逃し配信の実施は可能と解釈できますが、実施の予定がないのであれば、実施基準は試験的提供Bのみを対象とするよう規定するのが望ましいと考えます。

3. 「試験的提供」の実施方法

(2－試験的提供B)

- 常時同時配信の社会的意義、視聴者ニーズ、実施経費などを、より精緻に把握するために、試験的提供の被験者数は1万人以内ではなく可能な限り拡大することが望ましいと考えます。
- テレビ受信機を持たない人の利用状況等の検証はNHKテレビ放送の常時同時配信のニーズを検討するうえで重要であり、検証項目への追加は適切であると考えます。テレビ受信機を持たない人は少数のため被験者の確保が難しいと思われませんが、検証に役立つ有意な結果を得るために必要な人数を確保することが不可欠です。
- 「主にネットを利用する人」が多い年代層と考えられる10代の利用状況等を検証することが重要であり、そのために必要な工夫を要望します。

(3－試験的提供A、C)

- ピョンチャンオリンピックに関する試験的提供は、共同でメディア権を保有している民放事業者と十分協議し、その了解のもとで実施されるものです。特に、提供する放送番組の種類や時間帯、早戻し配信や見逃し配信の実施方法の決定について民放事業者の商業性に十分配慮することを要望します。

4. 「試験的提供」の検証項目

(3－検証する主な項目)

- 「地域放送番組の配信（地域制限の検証を含む）」を追加したことは放送法第81条が規定するNHKの地域放送義務に鑑み、適切であると考えます。所在する地域、人口、経済規模、地域放送番組の割合、メディア数などが異なる、可能な限り多くの地域で実施し、それぞれの地域のニーズや利用者の評価を比較検証することが重要であると考えます。また、規模の小さなNHK地域放送局におけるフタかぶせ運用の負荷といった課題を明らかにし、地方の民放事業者の経営判断にも資する取り組みとすることを要望します。

以上